

鳥獣保護管理法に基づく、最新の鳥獣保護管理制度の概要

環境省自然環境局

野生生物課 鳥獣保護管理室

1. 背景

野生鳥獣保護管理の課題は？

- ・ 増えすぎた鳥獣による生態系の攪乱、農作物・森林被害、生活被害が深刻化
- ・ 鳥獣の捕獲体制は・・・

2. 改正鳥獣法

平成 27 年 5 月から施行の改正鳥獣法

- ・ 題名も目的も変わった新たな鳥獣法
- ・ 国ができること、都道府県でできること
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業、認定鳥獣捕獲等事業者の新制度 →1 月に研修会開催予定

3. 特定計画、抜本的鳥獣対策

特定計画ってなんだ？

- ・ 2 つに分かれた特定計画 「保護計画」、「管理計画」
- ・ 特定計画策定のメリットは？
- ・ ニホンジカ、イノシシの半減目標 「生息頭数の半減」
- ・ ニホンザル、カワウの半減目標 「加害群の半減」、「加害個体の半減」
- ・ ガイドライン、レポートをご活用ください

鳥獣保護管理法に基づく、最新の鳥獣保護管理制度の概要

環境省自然環境局

野生生物課 鳥獣保護管理室

1. 背景

野生鳥獣保護管理の課題は？

- ・ 増えすぎた鳥獣による生態系の攪乱、農作物・森林被害、生活被害が深刻化
- ・ 鳥獣の捕獲体制は・・・

2. 改正鳥獣法

平成 27 年 5 月から施行の改正鳥獣法

- ・ 題名も目的も変わった新たな鳥獣法
- ・ 国ができること、都道府県でできること
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業、認定鳥獣捕獲等事業者の新制度 →1 月に研修会開催予定

3. 特定計画、抜本的鳥獣対策

特定計画ってなんだ？

- ・ 2 つに分かれた特定計画 「保護計画」、「管理計画」
- ・ 特定計画策定のメリットは？
- ・ ニホンジカ、イノシシの半減目標 「生息頭数の半減」
- ・ ニホンザル、カワウの半減目標 「加害群の半減」、「加害個体の半減」
- ・ ガイドライン、レポートをご活用ください

鳥獣保護管理法に基づく 最新の鳥獣保護管理制度の概要

特定鳥獣の保護・管理に係る研修会（初級編）
平成28年8月22日

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

1

鳥獣保護管理法に基づく 最新の鳥獣保護管理制度の概要

1. 背景
2. 改正鳥獣法
3. 特定計画、抜本的鳥獣対策
4. 課題の解決に向けた環境省の取組

2

鳥獣保護管理法に基づく 最新の鳥獣保護管理制度の概要

1. 背景

2. 改正鳥獣法
3. 特定計画、抜本的鳥獣対策
4. 課題の解決に向けた環境省の取組

3

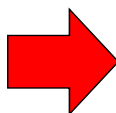
(1. 背景)

1-① 増えすぎた鳥獣による生態系への影響

- ニホンジカが樹皮を環状に剥皮することで樹木が枯死し森林が衰退。
- 地表に生える植物を過度に食べることで生態系が単純化。

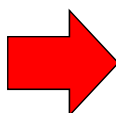


2002年



2008年

わずか数年で
風景が激変



写真：高知県鳥獣対策課提供

1-② 鳥獣による農作物被害、森林被害の状況

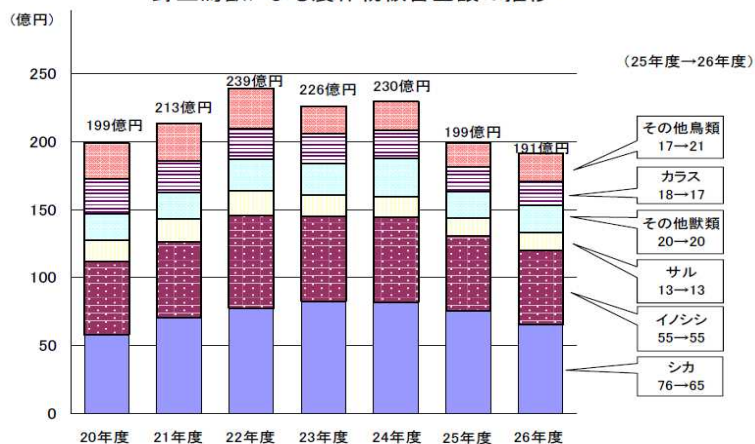
<農作物被害>

- 農作物の近年の被害総額は、200億円前後で高止まり。獣類の被害が約8割。
- さらに、鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらし、被害額として数字に現れる以上に農山漁村に深刻な影響。

<森林被害>

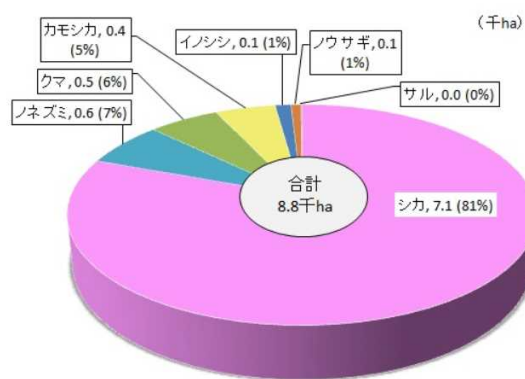
- 平成26年度のニホンジカ等による被害面積の都道府県合計は約 9千ヘクタール。
- ニホンジカによる枝葉の食害や剥皮被害が全体の約8割。

野生鳥獣による農作物被害金額の推移



※ 農林水産省資料

野生鳥獣別森林被害面積



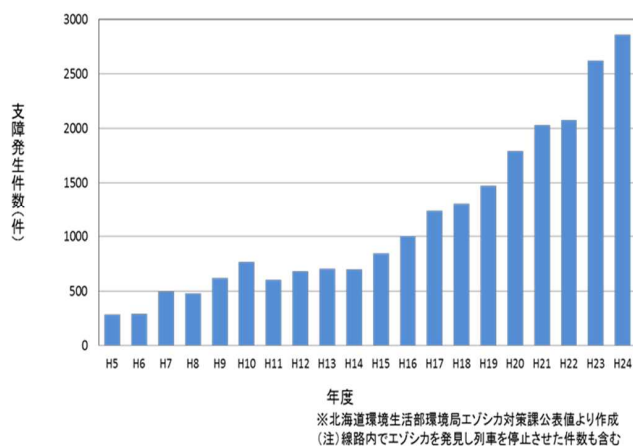
※ 林野庁資料

注1 都道府県等からの報告による、民有林及び国有林の被害面積の合計。

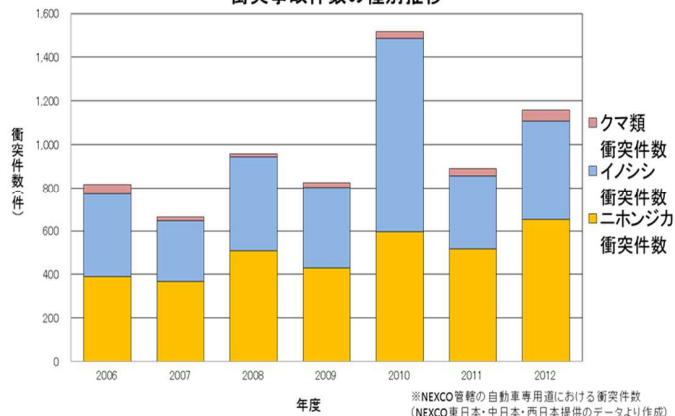
1-③ 鳥獣による生活環境被害の状況

- 鳥獣が集落に出没して住民にけがを負わせたり、鳥獣と列車や自動車との衝突事故等、鳥獣による被害は生活に密着した問題にも拡大しつつある。

エゾシカが関係する列車支障発生件数の推移



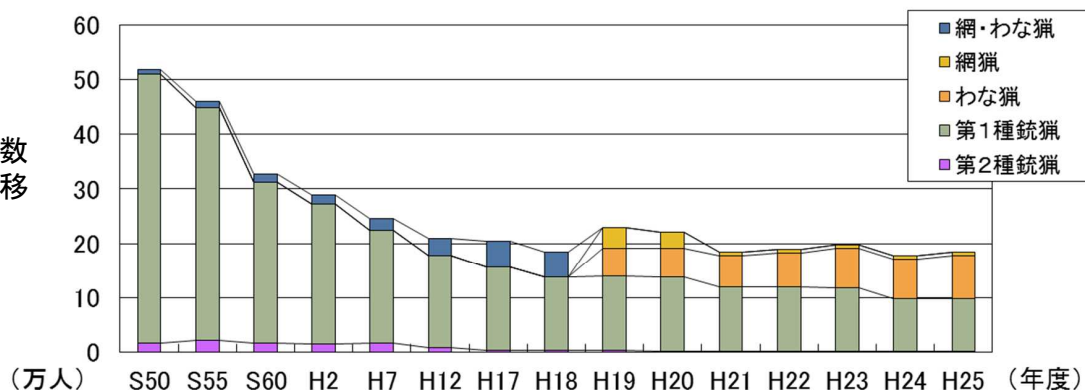
高速道路※における野生動物と車両との衝突事故件数の種別推移



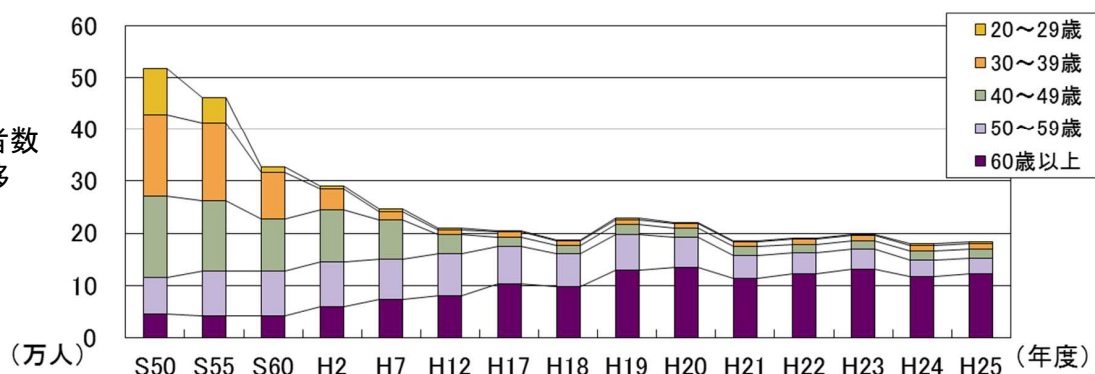
1-④ 狩猟者数の推移

- 狩猟免許所持者は年々減少。最近40年間で約35%まで減少(52万人→18.5万人)。わな猟は増加。
- 高齢者の占める割合が高くなっており、平成25年度では60歳以上の割合が約66%(12.3万人)。

全国における
狩猟免許所持者数
(免許種別)の推移
(S50～H25)



全国における
狩猟免許所持者数
(年齢別)の推移
(S50～H25)



鳥獣保護管理法に基づく 最新の鳥獣保護管理制度の概要

1. 背景

2. 改正鳥獣法

3. 特定計画、抜本的鳥獣対策

4. 課題の解決に向けた環境省の取組

2-① 鳥獣保護法改正の概要

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律 (平成26年通常国会 法律第46号)

※ 平成26年5月30日公布、平成27年5月29日施行(ただし、5③のみ公布日施行)

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少
- 鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正
2. 施策体系の整理
3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設
4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入
5. その他
 - ① 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可
 - ② 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ
 - ③ 公務所等への照会規定の追加



2-② 題名、目的等の改正

【題名】

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律



鳥獣の保護及び**管理並びに**狩猟の適正化に関する法律

【目的(第1条)】

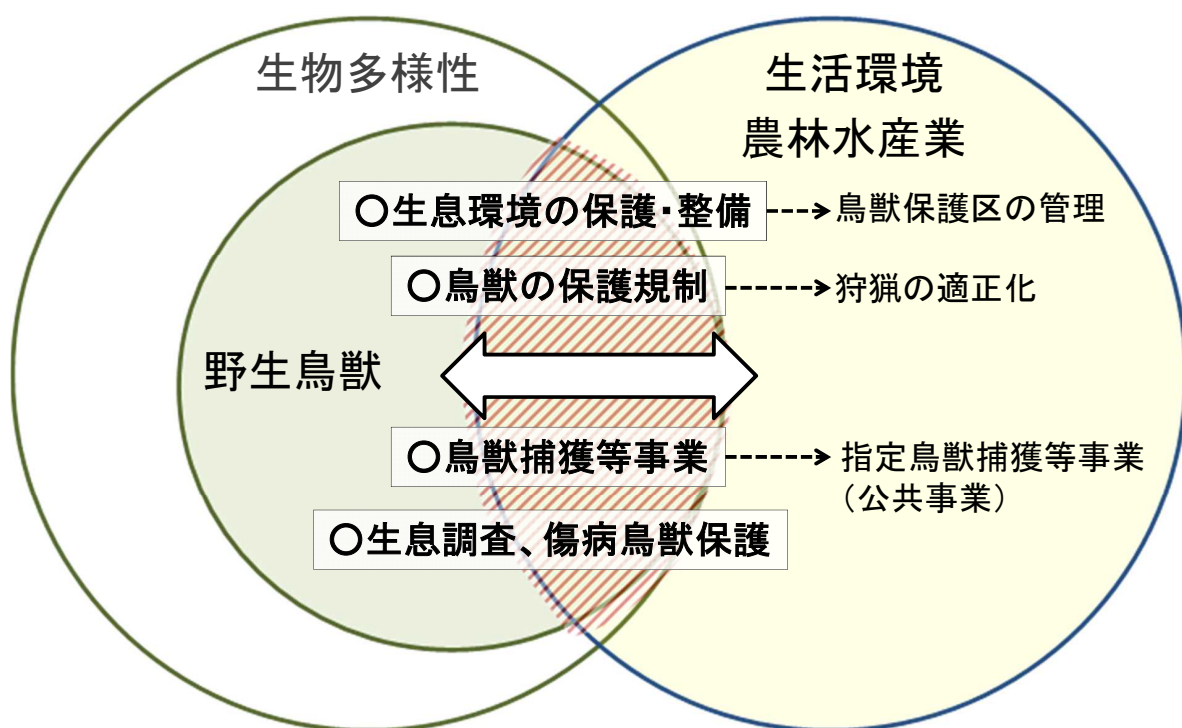
この法律は、鳥獣の保護**及び管理**を図るための事業を実施するとともに、**鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて**猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び**管理並びに**狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保(**生態系の保護を含む。以下同じ。**)、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

【定義(第2条)】

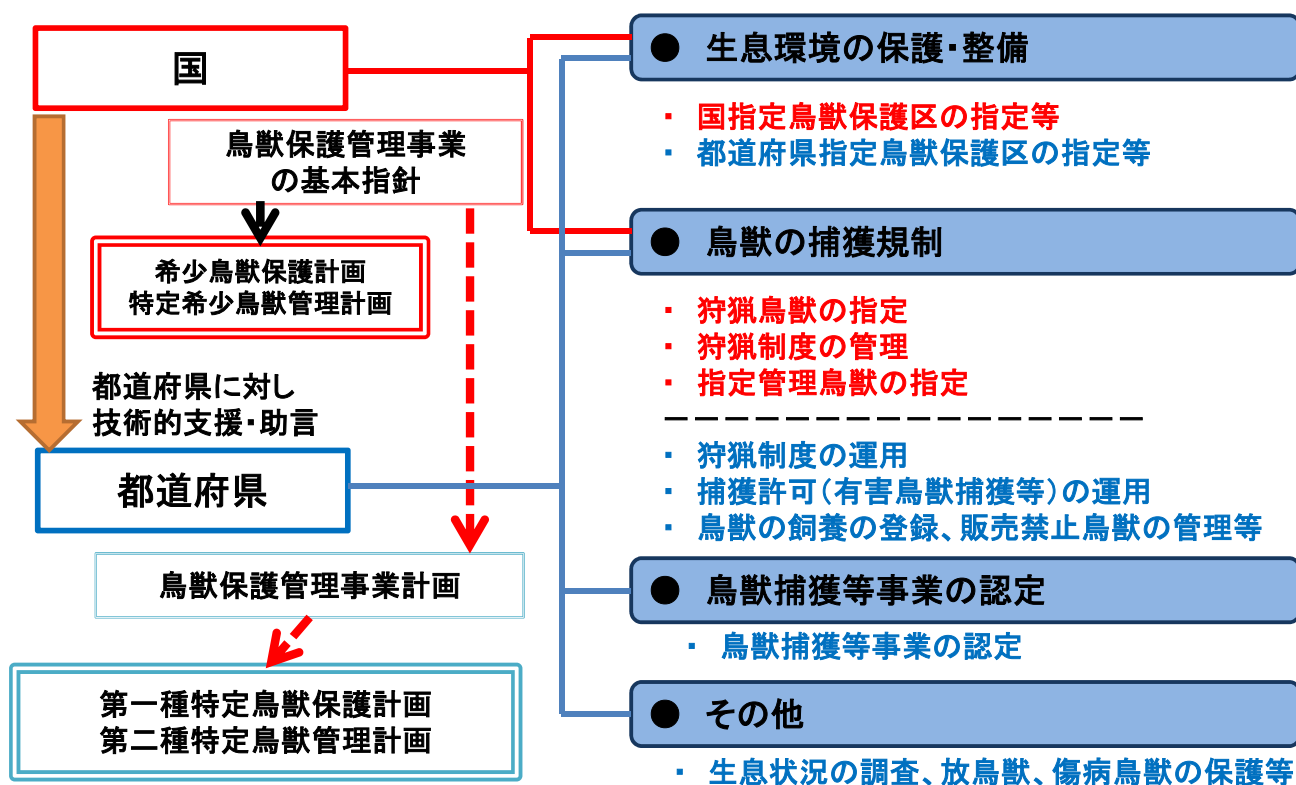
生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、

- 鳥獣の保護: その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
- 鳥獣の管理: その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2-③ 鳥獣保護管理施策の関係性



2-④ 鳥獣保護管理法の体系



2-⑤ 鳥獣捕獲の枠組みの違い

- 鳥獣保護管理法では、狩猟と許可捕獲を除き、野生鳥獣の捕獲は原則禁止。
- 有害捕獲や個体数調整、学術研究等の目的で捕獲する場合は、都道府県知事等の許可が必要。

分類	狩猟 (登録狩猟)	狩猟(登録狩猟)以外			指定管理鳥獣捕獲等 事業
		許可捕獲			
		学術研究、鳥獣の 保護、その他	鳥獣の管理 (有害捕獲)	鳥獣の管理 (個体数調整)	
目的		学術研究、鳥獣の 保護、その他	農林業被害等の 防止	生息数または生息範囲の抑制	
対象鳥獣	狩猟鳥獣(48種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種特定 鳥獣	指定管理鳥獣 (ニホンジカ・イノシシ)
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)			
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)			事業実施期間
実施区域	鳥獣保護区や休猟 区等の狩猟禁止の 区域以外	許可された区域			事業実施区域
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等	都道府県 国の機関
捕獲実施者		許可された者			認定鳥獣捕獲等 事業者等
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得			事業の受託

鳥獣保護管理法に基づく 最新の鳥獣保護管理制度の概要

1. 背景
2. 改正鳥獣法
3. 特定計画、抜本的鳥獣対策
4. 課題の解決に向けた環境省の取組

3-① 特定計画

○ 著しく増加又は減少した野生鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえ、明確な保護又は管理の目標を設定し、総合的な対策を実施。地域個体群の長期にわたる安定的維持を図る。

都道府県知事が策定

第一種特定鳥獣保護計画	第二種特定鳥獣管理計画
その生息数が著しく減少し、又は生息地の範囲が縮小している鳥獣の保護に関する計画	その生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画
指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画	

環境大臣が策定

希少鳥獣保護計画	特定希少鳥獣管理計画
国際的又は全国的に保護を図る必要がある鳥獣(希少鳥獣)の保護に関する計画	特定の地域においてその生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している希少鳥獣(特定希少鳥獣)の管理に関する計画

計画達成のための三本柱

- **個体数管理**
目標設定を踏まえた適切な捕獲や、地域の実情に応じた狩猟制限等の設定による個体数調整
- **生息環境管理**
鳥獣の採餌環境の改善等による生息環境の保全・整備
- **被害防除対策**
防護柵の設置、追い払い等の被害防除対策の実施

第二種特定鳥獣管理計画を策定した場合に可能な狩猟の特例措置

1. 捕獲等が出来る期間の延長(狩猟期間の範囲内)
2. 捕獲制限の緩和
 - ① 頭数制限(1日に1人が捕獲する頭数)を緩和
 - ② 猟法制限(くくりわなの直径12cm以下)を緩和
3. 特例休猟区制度の活用

15

第一種特定鳥獣保護計画・第二種特定鳥獣管理計画の策定状況

特定計画は現在7種について策定されており、生息分布と策定状況の関係は以下のとおり。

種	狩猟鳥獣	策定都道府県数		主たる分布地域の カバー割合
		第一	第二	
ニホンジカ	○		40	100%+(40/38)
イノシシ	○		40	95%(40/42)
クマ類	○	9	12	68%(21/31)
ニホンザル			25	61%(25/41)
ニホンカモシカ			7	23%(7/30)
カワウ	○		4	9%(4/46)

H28/4/1までに46都道府県、139計画が報告されている(第一種:9計画、第二種:130計画)。以下※含む。
(※北海道はゴマフアザラシ(非狩猟鳥獣)の第二種計画作成済。鹿児島県のニホンジカ計画は2地域)
狩猟獣(ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ)の策定数が多く、特に、ニホンジカ及びイノシシは分布域のほとんどをカバーしている。ニホンザルについては、特に西日本での策定が進んでいない。
H24年度より主たる種について検討会を設置し、現状や課題の評価等を実施。3で紹介。

3-②. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策等(1)

抜本的な鳥獣捕獲強化対策(ニホンジカ、イノシシ) H25.12

- 生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシ等の野生鳥獣について、抜本的な捕獲強化に向けた対策を講じることとし、当面の捕獲目標(全国レベル及び都道府県レベル)を設定。シカ、イノシシの生息頭数の10年後(平成35年度)までの半減を目指す。
- 捕獲目標達成に向けて、
 - ①鳥獣保護法見直しによる新制度導入や規制緩和等、都道府県等の捕獲活動の強化(環境省)、
 - ②鳥獣被害防止特措法に基づく市町村等の捕獲活動の強化(農水省)等の捕獲事業を実施。
- 捕獲強化に必要な従事者の育成・確保に向けた、
 - ①鳥獣保護法見直しにより捕獲を専門に行う事業者の認定・育成(環境省)、
 - ②鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊を早急に1000に増加させることや射撃場の整備(農水省)、
 等の実施により、捕獲目標達成に向けた事業の展開を後押し。
- このほか、被害防除や生息環境管理等の施策を併せて推進。

HPアドレス : <http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort9.html>

3-②. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策等(2)

ニホンザル被害対策強化の考え方 H26.4

- ニホンザルの被害対策としてこれまで行われてきた総合的対策(被害防除(柵の設置、追い払い)、生息環境管理(緩衝帯の設置、放任果樹の除去)、個体数管理(捕獲))について、今後、被害の軽減につながる効果的な捕獲を中心とした対策の考え方へと転換し、10年後(平成35年度)までに加害群の数を半減することを目標として対策を強化。
- 捕獲目標達成に向けて、群れを単位とした対策として、加害群の排除を目指した徹底した管理を目指し、
 - ①改正鳥獣保護法に基づく各都府県の第二種特定鳥獣管理計画の策定を進め、被害の軽減につながる効果的な捕獲を重視した積極的な管理への転換。
 - ②鳥獣被害防止特措法に基づく市町村における捕獲強化に向けて、加害群の実態把握と、状況に応じた捕獲等の取組を推進するとともに、緊急捕獲対策の活用や、ICTによる捕獲の効率化等を実施。

カワウ被害対策強化の考え方 H26.4

※いずれも、侵入防止柵の設置や追い払いなどにより、群れやねぐら・コロニーの加害度を低減させることを含む。

- カワウは、ねぐら等で無計画に駆除や追い出しを行うと、群れが分散し新たなねぐら等を作り、結果的に被害が拡大。
- このため、カワウ対策は、被害を与えるねぐら等を把握し、そのねぐら等の個体数管理と被害地での被害防除活動を組み合わせながら、計画的に進めることが必要。
- 被害地から半径15km以内のねぐら等の分布管理と、それらを利用するカワウの個体数管理を進め、被害を与えるカワウの個体数を10年後(平成35年度)までに半減。
- 目標達成に向けて、都道府県単位での被害状況の把握と被害対策の計画作成を推進するとともに、被害状況を踏まえ、広域連携による被害対策を推進。

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン、 種毎の保護及び管理レポート

○ 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン：

特定計画を策定する際の具体的な進め方や、保護及び管理の目標設定の考え方等を示したガイドライン。

○ 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン

ニホンジカ編、イノシシ編、ニホンザル編、クマ類編、カモシカ編
(パンフレット「ニホンザルの計画的な管理のために」)

○ 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き

カワウ編(パンフレット「カワウの被害が減っていく計画が導く確かな管理へ」)

- ・ニホンジカ、ニホンザルについて、H27改訂
- ・クマ類について、H28改訂に向けH27から検討中(「改訂のポイント」をHPにアップ中)

○ 種毎の保護及び管理レポート：

保護及び管理を進める上で特に重要な課題に関する分析や最新の知見・技術を収集しとりまとめたレポート。

○ 保護及び管理に関するレポート (H24～)

ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、クマ類、カワウ

- ・毎年度作成し、都道府県へ配付

・環境省HP(野生鳥獣の保護及び管理) <http://www.env.go.jp/nature/choju/index.html>

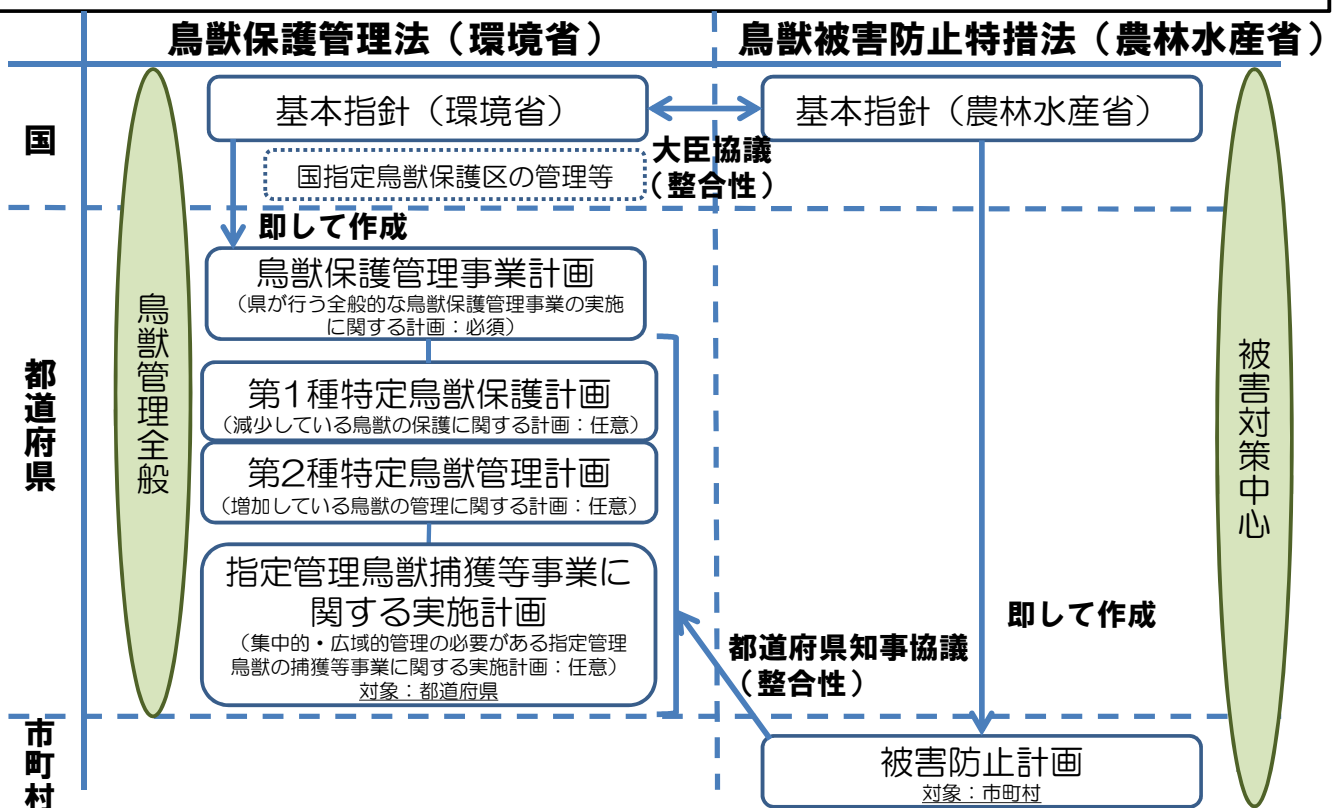
9

(3. 特定計画、抜本的鳥獣対策)

3-③ 鳥獣保護管理法と鳥獣被害防止特措法の連携

○ 鳥獣対策に関しては、環境省と農水省が関係。

○ 環境省は鳥獣の保護・管理に関する全般を対象に役割を果たし、農水省は農林水産業被害の対策が中心。



鳥獣保護管理法に基づく 最新の鳥獣保護管理制度の概要

1. 背景
2. 改正鳥獣法
3. 特定計画、抜本的鳥獣対策
4. 課題の解決に向けた環境省の取組

21

(4. 課題の解決に向けた環境省の取組)

4-① 課題への対応方向

○ 鳥獣による被害の防止に向け、捕獲の担い手確保、鳥獣保護管理に携わる人材育成、効率的な捕獲技術の検討、広域協議会の設置、国立公園における被害対策等を実施

1 狩猟者の減少・高齢化が続く中で、捕獲従事者を増やす方策の検討

- 狩猟者だけでなく、農家等の被害者や民間事業者等の参加促進が必要

・新たな担い手の育成に向けたフォーラム開催

2 効果的な捕獲を推進するための技術と体制の検討・普及

- 地域の特性に応じた大規模かつ効率的な捕獲手法の検討、個体数推定精度の向上と特定計画への反映

・大型囲いわな、高度な射撃技術の実証
・鳥獣保護管理に関する人材登録事業、地方自治体職員を対象とした研修等の実施(初級、上級編)

3 都道府県域をまたいで広域に分布・移動する鳥獣に対する適切な保護管理の推進

- 広域協議会の設置や広域指針の策定

・カワウ(3地域)、ニホンジカ(1地域)、ツキノワグマ(1地域)について広域指針の策定等を支援

4 国立公園等における自然生態系被害の低減

- 国立公園等において、ニホンジカ被害の防止に向けた取組の推進

・被害防止柵の設置、ニホンジカの捕獲、生息状況調査等を実施

4-② 担い手確保対策

- 鳥獣捕獲の担い手となる若手狩猟者の育成を図るため、狩猟免許取得に向けたフォーラムを全国で順次開催。平成24～27年度で、合計約6,400人が参加し、うち約7割が40歳代以下、うち約2割が女性、約7割が狩猟免許未取得者。

狩猟の魅力まるわかりフォーラム

- これまでの開催実績合計(H24～27)
 - ・27会場
 - ・26都道府県
 - ・計6,367人(1会場平均236人)
- 参加後のアンケート結果
 - ・狩猟のイメージが良くなった 69%
 - ・狩猟免許を取得したい 75%
 (内訳は銃猟50%、わな猟37%、網猟13%)

【平成28年度開催予定】



現役漁師との交流



わなの展示

HPアドレス: <http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort8/>

4-③ 効果的な捕獲を推進するための取組

- 鳥獣保護管理の専門家によるサポート体制の整備(人材登録事業)、鳥獣行政担当職員を対象とした研修、特定鳥獣の保護及び管理について検討する専門家会議の設置等を実施。
- 効率的な捕獲手法(大型囲いわな、高度な射撃技術)の検討。

専門家の活用・研修等による人材育成

鳥獣保護管理に関する人材登録事業(H20～)

- ・鳥獣保護管理プランナー、捕獲コーディネーター、調査コーディネーターの登録・情報提供

鳥獣行政担当職員を対象とした研修(H10～)

- ・特定計画に関する研修の実施
H28は初級(5種)、
上級(クマ類、ニホンザル、カワウ)

特定鳥獣の保護及び管理に関する検討会(H24～)

特定鳥獣(イノシシ、ニホンジカ等)の保護及び管理に関する基本的な考え方や課題、効果的なモニタリング方法や最新の対応事例等について種毎に整理し、「保護及び管理に関するレポート」として取りまとめ、都道府県へ情報提供

効率的な捕獲手法の検討

メスジカを選択的に捕獲する囲いわな
(オスジカが入れないよう入口幅を検証)



シカを効果的に捕獲できる射撃手法
(閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収)



4-④ 国立公園における被害防止対策

- 国立公園において、自然公園法に基づく生態系維持回復事業等により、ニホンジカ被害の防止に向けた取組を積極的に展開。

樹木へのネット巻き
(秩父多摩甲斐国立公園)

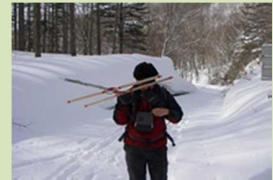


植生防護柵(南アルプス国立公園)



罫いワナの設置(知床国立公園)

シカ行動追跡調査(吉野熊野国立公園)



25

4-⑤ 広域的な取組の支援

- 広域的に分布又は移動する鳥獣の保護及び管理を適切に推進するため、広域協議会の設置、広域指針の作成、一斉追い払い(カワウ)等を支援。

【ツキノワグマ】

○白山・奥美濃地域

H20.11 白山・奥美濃地域ツキノワグマ広域協議会設立

H21. 3 白山・奥美濃地域ツキノワグマ広域指針作成

【参加団体等】

国(環境省、林野庁)
関係5県(富山、石川、福井、岐阜、滋賀)
狩猟者関係団体、林業関係団体等

【ニホンジカ】

○関東山地

H19. 4 取組開始

H22. 3 関東山地ニホンジカ広域指針作成

H24. 3 広域指針改訂

【参加団体等】

国(環境省、林野庁、農水省) ※オブザーバー
関係6県(群馬、埼玉、東京、長野、山梨、神奈川(※))

【カワウ】

○関東ブロック

H17.4 関東カワウ広域協議会設立

H17.11 関東カワウ広域指針作成

H25.3 広域指針改訂

【参加団体等】

国(環境省、水産庁、国交省)
関係11都県

○中部・近畿ブロック

H18.5 中部近畿カワウ広域協議会設立

H19.3 中部近畿カワウ広域指針作成

H24.4 広域指針改訂

【参加団体等】

国(環境省、水産庁、国交省)
関係15府県

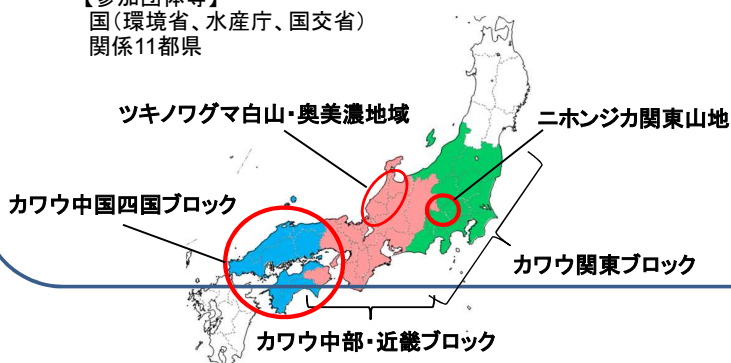
○中国四国ブロック

H26.7 中国四国カワウ広域協議会設立

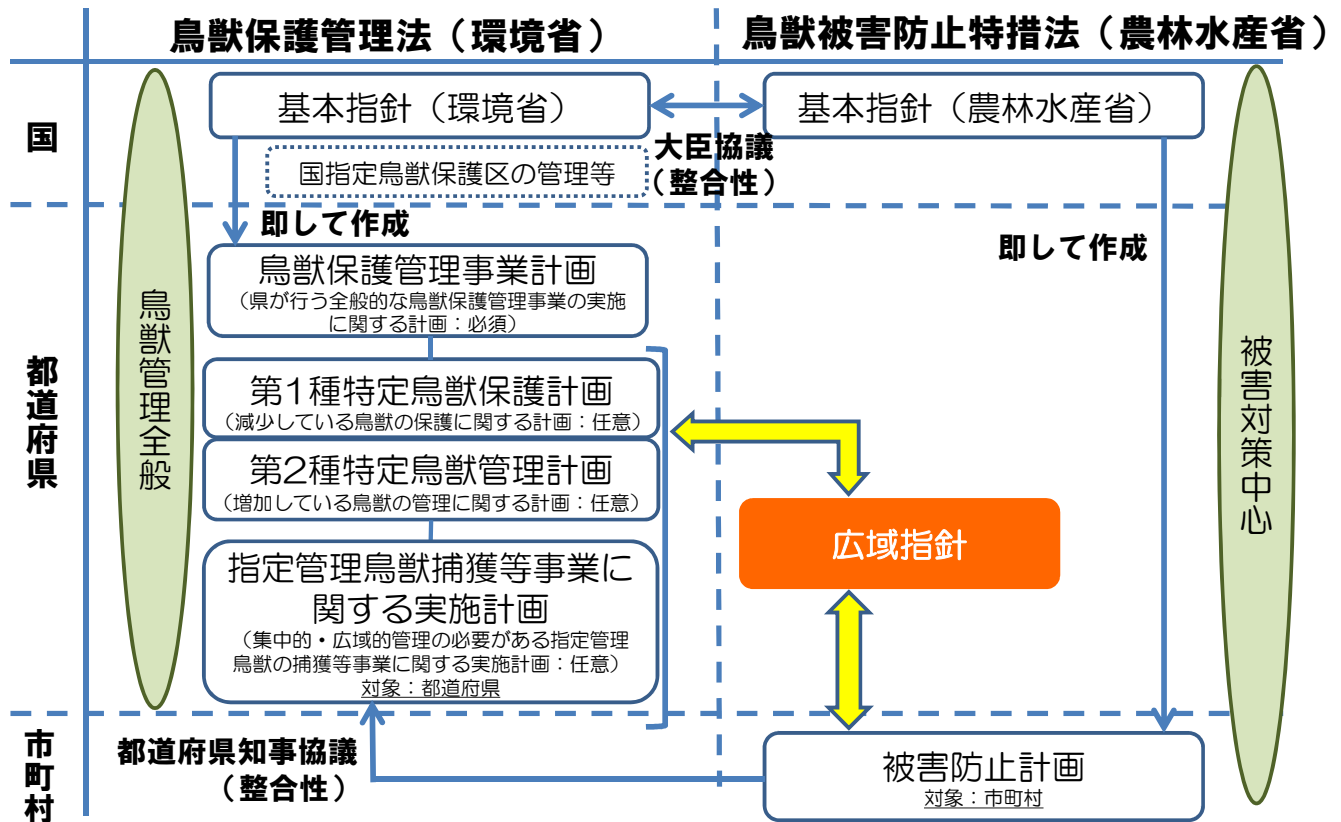
H27.8 中国四国カワウ広域指針作成

【参加団体等】

国(環境省、水産庁、林野庁、農水省)
関係9県



4-⑤ 広域的な取組の支援（参考：広域指針の位置づけ）



国と地方の連携、行政間の連携（環境行政、農林水産行政）強化を進めるとともに、狩猟者、地域住民、専門家等の多様な主体との連携が重要。²⁷